平成 19 年 10 月 26 日

リース会計基準の改正に伴う減損適用指針の修正

1．検討の必要性

■　現状の減損適用指針では、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る賃貸借処理の容認を前提に記述されている。

⇩

■　リース会計基準が平成 19 年 3 月に改正されたことに伴い、所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸借処理が廃止されているため、減損適用指針の見直しに関する検討が必要となる。

なお、減損適用指針の見直しの必要性については、次のとおり、リース会計基準を公表する際にアナウンスを行っている。

リース会計基準（平成 19 年 3 月 30 日公表）の「公表にあたって」

当委員会が公表した他の会計基準等の修正 本会計基準等の公表に伴い修正が必要となる当委員会公表の他の会計基準等には、企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」がありますが、当該適用指針については、今回の改正とは別に検討し改正することを予定しています。

■　改正リース会計基準においても、賃貸借処理は部分的に継続されるため（改正前のリース取引に係る経過措置）、減損適用指針における関連規定の全面的な削除にはならない。

2．専門委員会

上記の検討にあたっては、リース会計専門委員会を中心として進めることとする。

3．今後のスケジュール

平成 19 年 11 月	減損適用指針に関する見直しの検討
平成 19 年末	改正減損適用指針の公表

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。